

申請はお済みですか?まだの方はお急ぎください!

令和3年1月15日(金)まで

持続化給付金

【給付額】

中堅・中小企業、小規模事業者 上限200万円
フリーランスを含む個人事業者 上限100万円

【算定方法】

前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%の月の売上×12か月)

家賃支援給付金

【給付額】

法人:最大600万円、個人事業者:最大300万円を一括支給

【算定方法】

申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

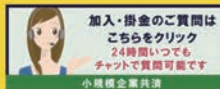
●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に**
掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

Be a Great Small.
中小機構

24時間・365日
お問い合わせ
可能になりました

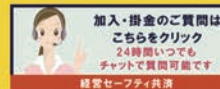
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済



検索



経営セーフティ共済



検索

詳しくはホームページへ
中退共 検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単

社外積立で
管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

中退共の
退職金制度なら

退職金
社長の決断、
応援します。

税制こう変わる

令和2年分の所得税確定申告、年末調整から適用される税制改正の主な内容は次のとおりです。

- ①青色申告特別控除額の見直し。(10万円・55万円・65万円の3パターンへ改正。)
- ②基礎控除額を一律10万円引き上げ。(改正後48万円。ただし、所得制限あり。)
- ③配偶者(特別)控除、扶養控除などの所得要件の緩和。(基礎控除の10万円引き上げに合わせて、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げ。配偶者特別控除の合計所得金額要件を48万円超133万円以下に改正。)
- ④ひとり親控除の創設と寡婦(夫)控除の見直し。
- ⑤給与所得控除額の一律10万円引き下げ。
- ⑥公的年金等控除額の一律10万円引き下げ。
- ⑦所得金額調整控除の創設。(給与、年金所得双方を有する者等に対する調整控除の創設。)

令和2年分確定申告のポイント

基礎控除額の引き上げや扶養控除等の所得要件緩和が行われる一方、令和元年分まで65万円の青色申告特別控除を利用された方は、改正によって受けられる控除額が55万円に引き下げとなる可能性があります。引き続き65万円の控除を利用するためには、従前の要件に加えて、電子申告又は電子帳簿保存を行うことが求められます。どちらが簡単で費用がかからないのでしょうか。現時点では、電子申告を行う方だと思います。しかし、新たに行うにはやはり準備が必要です。準備物は、インターネット環境、メールアドレス、パソコン(又は要件を満たしたアンドロイドスマホ)、プリンター、ICカードリーダー(先のスマホ利用時は不要)とマイナンバーカード。さらに利用者識別番号の取得も必要で

す。普段、パソコンに触れていない方には、高いハードルかもしれません。その様な方は、税理士や商工会等の力を借りられてはいかがでしょうか。

ご自分で電子申告する場合、推奨されるのはもちろん、上記の準備物を全部揃えることですが、今のところ国税庁のホームページの確定申告書等作成コーナーを利用して電子申告する場合は、ICカードリーダーとマイナンバーカードの取得を省くことが出来ます。この方法をID・パスワード方式と呼びます。ただし、事前に、運転免許証などの本人確認書類を持って税務署に行き、税務署職員の本人確認の後、届出を作成送信し、利用者識別番号を取得する必要があります。そして、これらの情報を使って確定申告書等作成コーナーより電子申告します。

専門家紹介



牧野晃久税理士事務所
代表 牧野晃久 税理士

経歴

2000年 税理士資格取得
2016年 行政書士資格取得
2017年 牧野晃久税理士事務所 開業

地元真庭市にて税理士・行政書士業務を展開。地元密着型の事業者に寄り添った相談対応を行っている。

青年部 コーナー

(部員数 112名)

「キャッシュレス知識習得セミナー」開催

真庭商工会青年部では、9月24日「キャッシュレス知識習得セミナー」を開催しました。マスク着用はもちろんのこと、消毒換気の徹底等を行った上で、セミナー開催となりました。

セミナーは、PayPay等のキャッシュレス決済アプリの説明から始まりました。

キャッシュレス決済は、クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコード決済の4種類に区別することができ、決済ツールごとに利用者や利用金額が大きく異なることを学びました。自社の事業形態と照らし合わせて、現在利用している決済ツールの見直しを図る場とすることができました。

また、メルペイに統合されたオリガミペイやセキュリティ面に問題のあったセブンペイの不祥事、政府がマイナンバーカードの普及を目的として開始したマイナポイント、J-PQRコードの開始や決済ツール同士の提携などによって、統廃合の動きが拡がりを見せているなど、激動のさなか

あるキャッシュレス決済業界の動向を学びました。

今回のセミナーでは、単にキャッシュレス決済ツールの導入可否を見直すというだけでなく、キャッシュフロー・資金繰り・リスク管理についても振り返ることができ、経営者にとって必要不可欠な資質の向上に繋がるセミナーとなりました。

次年度は、「ウィズコロナ時代に対応した情報発信力向上セミナー」と題し、新しい生活様式に対応したビジネスモデルを構築する足掛かりとするため、Web会議や動画配信を行う際に、相手先と効果的なコミュニケーションをとる方法や自社の情報をわかりやすく伝えるコツを学び、自社の経営に役立てたいと思います。



女性部 コーナー

(部員数 213名)

「エンディングノートを活用した承継準備セミナー」開催

去る10月19日、勝山文化センターにおいて「エンディングノートを活用した承継準備セミナー」を開催しました。講師にファイナンシャルプランナーの西純子氏をお迎えし、円滑な事業承継のための知識と真庭版エンディングノート「マイライフノート」の紹介と記入方法について教えていただきました。



事業承継には、思いのほか時間を要します。今回のセミナーでは事業承継の前に、まずは自身の人生(マイライフプラン)を考え、元気なうちに自分自身の

の終活をすることで希望の人生を歩むことができ、そのことがよりスムーズな事業承継に繋がるお話がありました。

セミナーでは、実際にマイライフノートへ記入する時間も設けられました。参加者はこれまでの人生を振り返るとともに、希望する将来を思い描きながら記入を進めました。円滑な事業承継とより良い充実した人生を送るため参加者自身を見直す良い機会となりました。



▲「マイライフノート」

部員募集中!

真庭商工会青年部・女性部では、先進地視察研修、地域イベントへの参加、部員資質向上講習会の開催等の活動しております。随時部員を募集しておりますので、加入ご希望の方は、真庭商工会本部、又は各支所までお問い合わせください。